

鳥取県告示第542号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年9月7日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
あしかわ合同会社	訪問介護よしかた	鳥取市吉方温泉二丁目630	平成22年9月1日	訪問介護
株式会社くれよん	くれよん	鳥取市松並町二丁目538-1	〃	訪問入浴介護